

朝鮮關係資金に関する件

32

2

16

總務部官報

丁丁丁局第一課



朝鮮南滿洲資金に關する件

昭和二十二年

附

一、大藏省管財局外口財産課は同課の所管する

財産を以て右の如く同省が賠償より引継ぎ管理

している諸財産のうち朝鮮南滿洲保管金

一、(至)解はつては別紙一、参照) 如外務省特種官

希望している。

二、本件資金は総司令部の昭和二十二年三月

外務省

ア一 201

2)

したものあり、種々な項目を含み、当時米倒れかいた
る(法律的)根拠に基いて押収、管理したかは明らかでない
か、大蔵省の説明資料を大別すると一応(1)朝鮮一
国濃厚な資金、(2)興生会関係資金、(3)朝鮮総督府
関係資金(4)その他の資金に四分類され、その詳細は別
紙二、三、四、五のとおりである。

三、大蔵省はこゆ等資金の管理とその係統格的に

外務省に校管方希望している。前記のように総司令部

側の押収、管理の根拠も明白でなく、外務省が~~引~~校管

を受けその再調査を行つて満足しうる結果を得らぬこと

疑問であり、本件保管金が朝鮮兩派資金であるという

理由が、この水と引くことは得策でなく、かつ大蔵省

が口内的に処分し得る内容の資金を含むといふ。

添付の

四、しかしながら本件資金についてはSCAP/N七四八六一

に記載せられ、縣に別も記載してゐるとみられるが、日韓清水
収支の對象ともなるので、大蔵省部内において先ず外
口財産課と請求収尙取を担ぎする外債課との面から
打合せることが必要と考えらる。

五、本係管金と大蔵省のこの面におり日銀の予託し
ておくことは別として何等かの経を必要とするのは前記

通り

の四類別に從つて次のように措置するところが必要と考

えられ。

朝鮮人急激厚の資金（別紙二参照）

（本件）

別紙二に記載した資金は、朝鮮人等とみられ、朝

（等）

鮮人に与するこの種未払給与の供託に附せらるる例に

従つ（特別）供託に附して保全をはかる。

(2) 興生会関係資金（別紙三参照）

本件資金は北海道にあり、興生会（注）関係資金と

であり、内容からみると寄附金が多いのには必ずしも朝鮮

人持分とはいえないと電する。この資金は他、地域における

興生会資金の取扱の例に従って処理する。

(註) 興生会は、昭和十九年十月、従来あった協会が改組し

たもので、^(在日)朝鮮人の援護を目的とし厚生省の監督団体と

あった。地方興生会の会長は道長官または知事、朝鮮

の要するは海通、大阪、山口、福岡等の民生派が置かれ、その

に警備署単位に署長を一人選に支分が設けられ、
にその下に地域あるいは職域別に分署が設けられた。

なお興生事業予算として昭和十九年度は六五二万円

が計上された。

(3) 朝鮮総督府関係とからなる資金(別紙四参照)

総司令部が本件資金を差押えに根拠は在鮮米

軍政庁が昭和二十年九月二十五日付の詔令に在鮮日本戦

(軍令第二号)

産物売買、移動禁止令によるとすれば、韓国側は昭和二十七年

度会談の際昭和二十八年八月九日以降朝鮮から日本に付替え

又は送金とゆう金の返還を請求してゐる。

この資金のうち別紙五の(二)については外地整理室は承

知してゐるが、他の資金については更に確定する必要がある。

右のような韓国側請求があるが、処理を必要とするのは清

求取前取事は別紙六の(一)と(二)とを差支えないと考

え。

(仮に大蔵省の本件資金の移管が請求されない場合は、

外務省(外務)が朝鮮総督府の事務を継承している点から

みてこの資金に因する限りこれを拒否する理由に乏しい

と考えられる。)

(4) その他の資金

別紙 五の

大蔵省

(一) 及び (三) の項目については口内的に処理できると考え

られるが、(三)の項目に「」は更に事情を決定するに必要か

あり。